

重大な事をもよく自覚し決して社規を破り乗客に多大の  
迷惑を掛ける様特に注意す

七月十五日

理事長 各員

各課長

(其四)……本社……

警 告

昨各位に對し鉄道従業員の社会的責任を自覚する標  
識を付したるに不向今朝も勝手に職務を離れ乗客  
を以て無貨乗車の上を歩むに至りしや今此に多大の  
損害を与へたる一般社会の公序良俗を害したる事  
は最悪重大である

速かに及有し即ち勤務に就かれよ

本 社

現業之地位

組合側の印刷物(寫)

指合、特報、ニテモ等々書かれ共ニ致す  
世間的共し、ニテモ等々載す。

(其二)……交通安全……  
……